



国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定 (野付半島・野付湾、穴道湖、湯湾岳) について

令和7年10月3日
自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

国指定鳥獣保護区特別保護地区について

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について



1. 法律上の規定：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

○環境大臣が、鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区に指定。

○鳥獣保護区内においては狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内では一定の開発行為を規制。

区 分		制 度 の 概 要	規 制 の 概 要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)		鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる区域を指定。 環境大臣が、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域については、 <u>国指定鳥獣保護区</u> に指定。	・ 狩猟を禁止	20年以内 存続期間の <u>更新</u> が可能
	特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域を指定。	【要許可行為】 ・ 工作物の新築等 ・ 水面の埋立、干拓 ・ 木竹の伐採 等	鳥獣保護区の存続期間の範囲内で <u>指定</u>
	特別保護指定区域 (令第3条)	特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定。	【要許可行為】 ・ 植物の採取、動物の捕獲等 ・ 火入れ又はたき火 ・ 車馬の使用 ・ 動力船の使用 ・ 犬等を入れること ・ 撮影、録画等 ・ 野外レクリエーション等	特別保護地区において、区域ごとに対象期間を指定

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について



2. 指定区分及び指定基準

(1)大規模生息地 浅間 30,940ha、白神山地 17,157haなど 10箇所

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために設定。1箇所当たり10,000ha以上。

(2)集団渡来地 野付半島・野付湾、穴道湖（いずれもガン・カモ類等）など 36箇所

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等に設定。

(3)集団繁殖地 天売島（ウミガラス等）、枇榔島（カンムリウミスズメ等）など 18箇所

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため島嶼、断崖、樹林、草原、砂地等に設定。

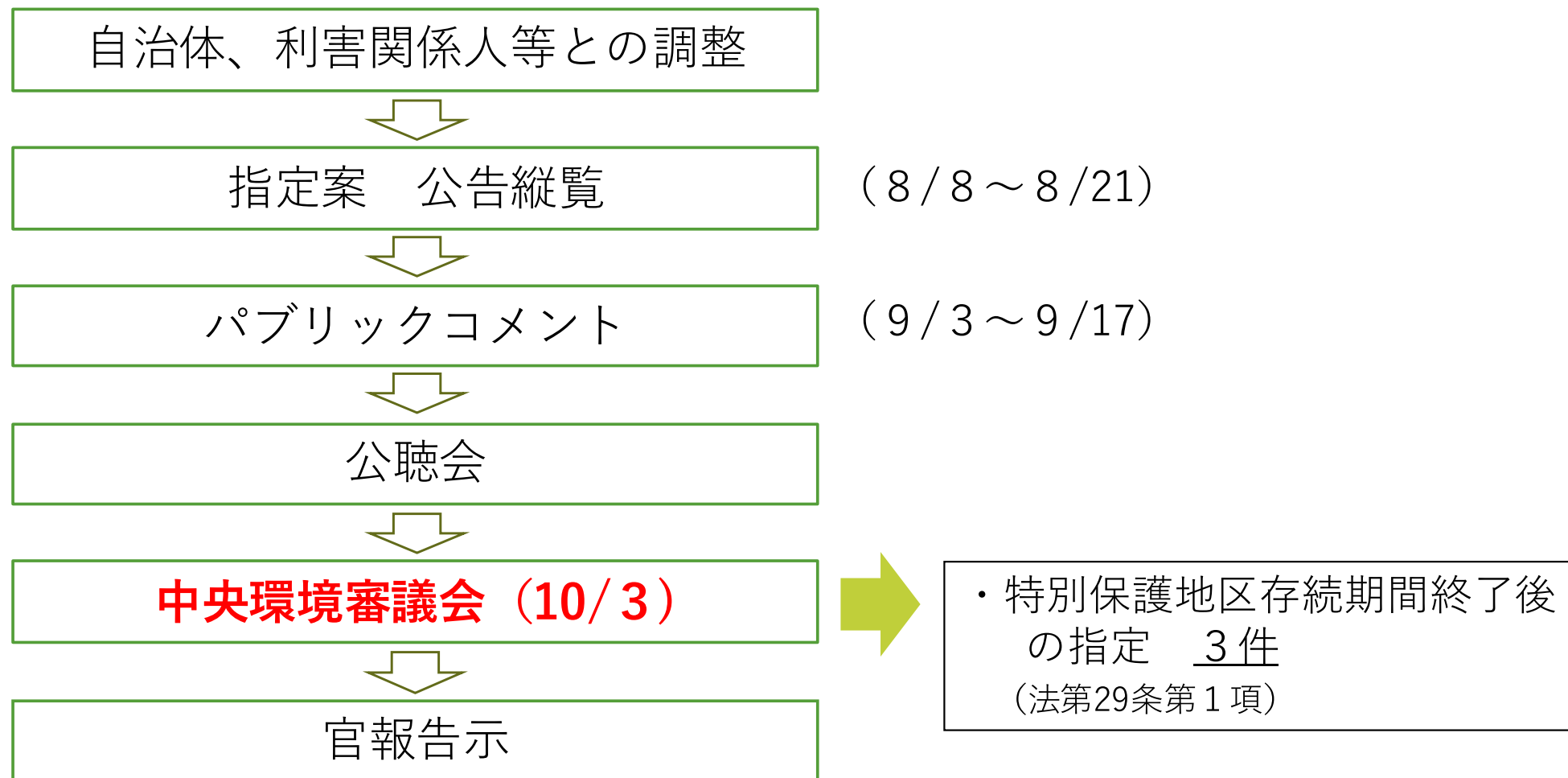
(4)希少鳥獣生息地 湯湾岳（アマミヤマシギ等）、鳥島（アホウドリ）など 21箇所

環境省レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣の生息地。

（「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」より）

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について

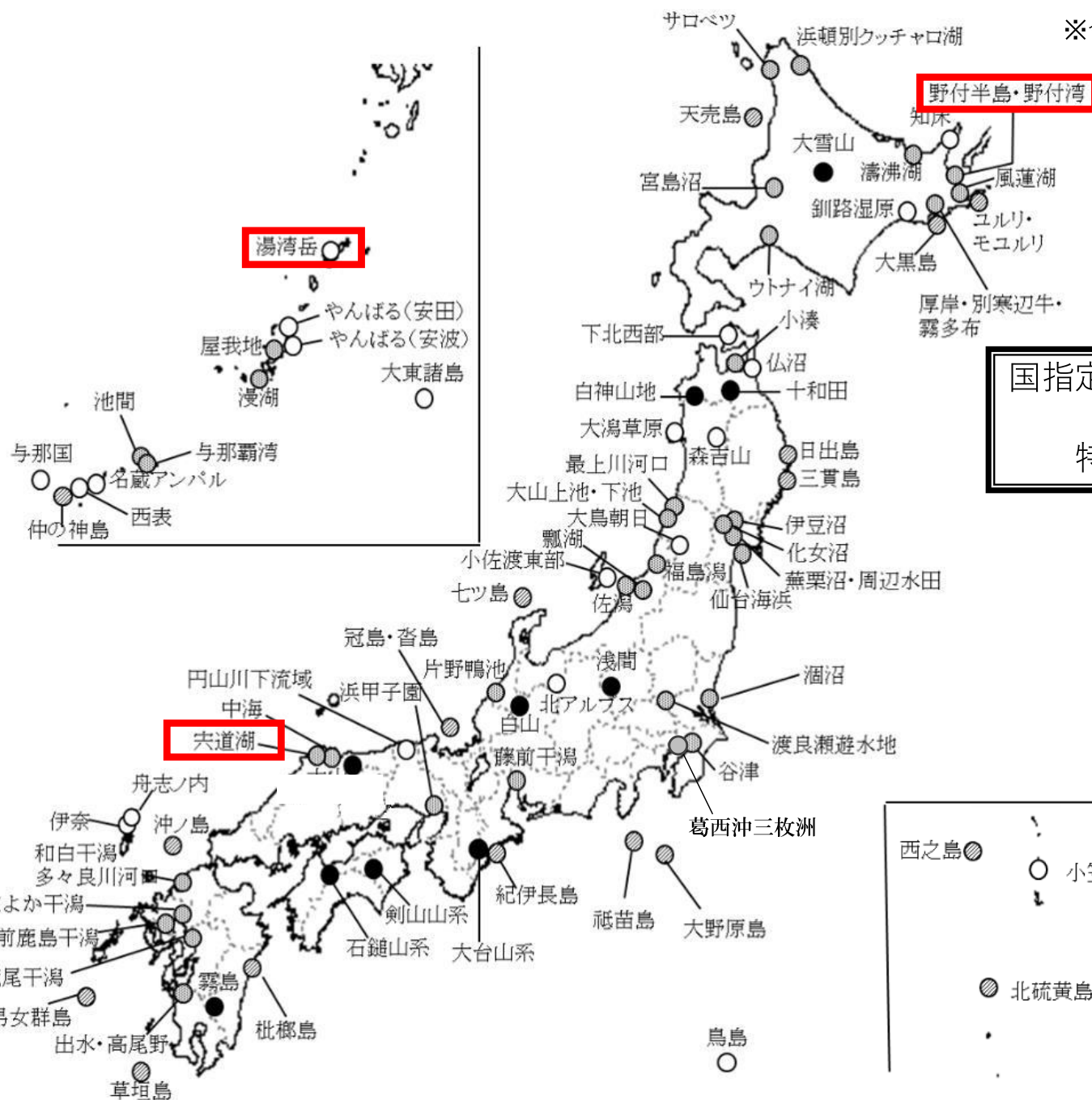
3. 国指定鳥獣保護区特別保護地区指定の主な流れ



**今回諮問する
国指定鳥獣保護区特別保護地区について**

今回諮問する国指定鳥獣保護区特別保護地区

※令和7年3月更新



諮問対象

 特別保護地区
(存続期間終了
後の指定)

国指定鳥獣保護区	85箇所
特別保護地区	71箇所
特別保護指定区域	2箇所

凡 例

- 大規模生息地
- 集団渡来地
- 集団繁殖地
- 希少鳥獣生息地

西之島 ● 小笠原群島 ○

● 南鳥島

● 北硫黄島

今回諮問する国指定鳥獣保護区特別保護地区

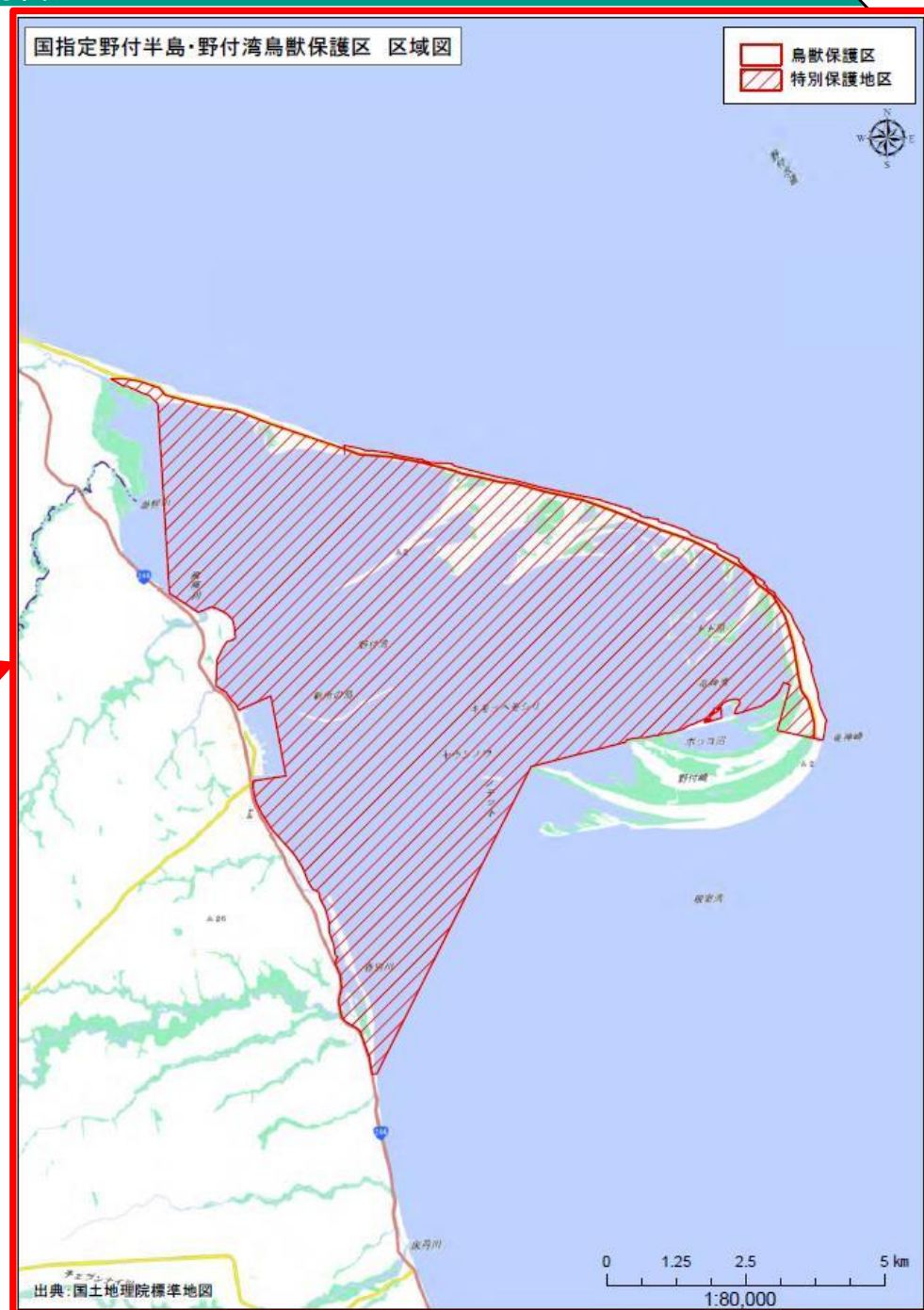
特別保護地区	種別	指定区分	所在	存続期間	面積
野付半島・野付湾鳥獣保護区 野付半島・野付湾特別保護地区	再指定	集団渡来地	北海道別海町、 標津町	令和27年10月31日 (20年間)	6,053
穴道湖鳥獣保護区 穴道湖特別保護地区	再指定	集団渡来地	島根県松江市、 出雲市	令和17年10月31日 (10年間)	7,688
湯湾岳鳥獣保護区 湯湾岳特別保護地区	再指定	希少鳥獣生息地	鹿児島県大和村、 宇検村	令和27年10月31日 (20年間)	103

※全て、区域の変更を伴わない再指定。

国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区 野付半島・野付湾特別保護地区の再指定について

野付半島・野付湾鳥獣保護区 (6,146ha)

野付半島・野付湾特別保護地区(6,053ha)



野付半島・野付湾特別保護地区の概要

- **位置**

北海道別海町、標津町

- **面積**

鳥獣保護区 6,146ha

特別保護地区 6,053ha (指定)

- **存続期間**

令和 7 年11月 1 日から20年間

当初指定 平成17年11月1日

- **指定区分**

集団渡来地

- **他法令による規制区域等**

自然公園法（野付風蓮道立自然公園）



● 生息する鳥獣

- 鳥類：19目55科279種
コクガン、アカアシシギ等
- 獣類：6目10科23種
トド、ゴマフアザラシ、
ニホンジカ（エゾシカ）等



コクガン

● 自然環境の概要

- 野付半島は日本最大の砂嘴。野付湾内のほとんどは水深1m以内で、広大な干潟及びアマモ場が形成。エビ類等の甲殻類、貝類、魚類、ゴカイ類等が多く生息。
- 渡り鳥の中継地として、春季及び秋季には毎年2万羽以上の渡り鳥が渡来。特に、コクガン、オオハクチョウ等は、これらの種の地域個体群の1%以上の個体数が渡来。



アカアシシギ

野付半島・野付湾特別保護地区の管理状況

● 管理方針

- 鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、鳥獣保護区管理員を配置し現場の巡視を行うほか、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

● 管理状況（巡視）

➤ 国指定鳥獣保護区管理員（1名）

- ・鳥獣の生息状況調査、生息環境の把握、制札管理や利用者への利用ルール啓発等。

➤ 北海道委嘱の自然保護監視員兼生物多様性保護監視員（1名）及び鳥獣保護監視員（1名）

- ・適正利用に係る指導・啓発、自然環境及び公共施設の損壊等の有無の確認、鳥獣の生息状況調査。

➤ 野付半島ネイチャーセンター（別海町）の職員

- ・利用者に対する指導及び利用ルールの啓発を実施。

● 保護区内の鳥獣の生息環境、生息状況の変化

➤ 野付半島・野付湾には毎年2万羽以上の渡り鳥が飛来する。

➤ オオハクチョウ、スズガモについては地域個体群の1%基準を満たすものの、飛来数は減少傾向である。

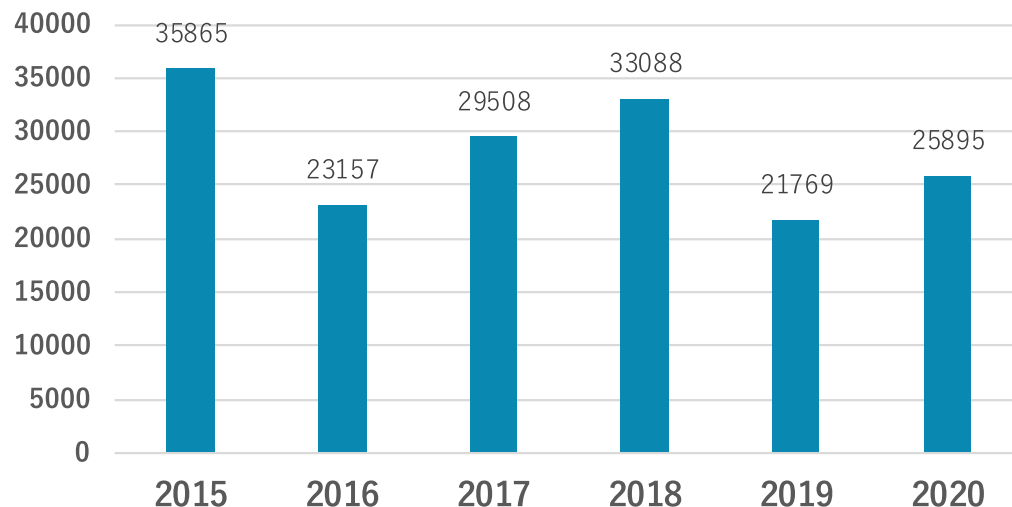
➤ コクガンは引き続き、ヒシクイ及びキョウジシギ新たに、地域個体群の1%の渡来が確認されており、渡来地としての重要度が増している。

➤ カワウが2015年以降周年確認されるなど、鳥類相に変化がみられる。（鳥獣保護区管理員による）

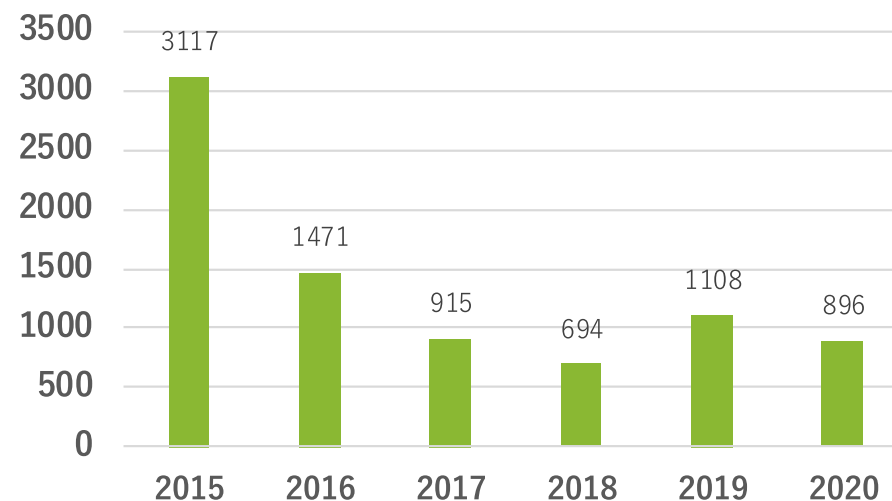
➤ アカアシシギの繁殖が確認されている。（鳥獣保護区管理員による）

● 指定目的の対象となる鳥獣の変化

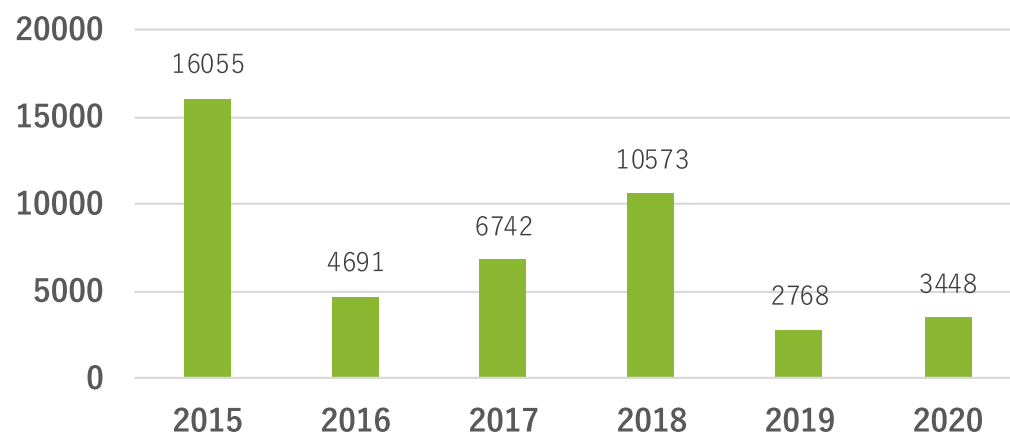
渡り鳥飛来数



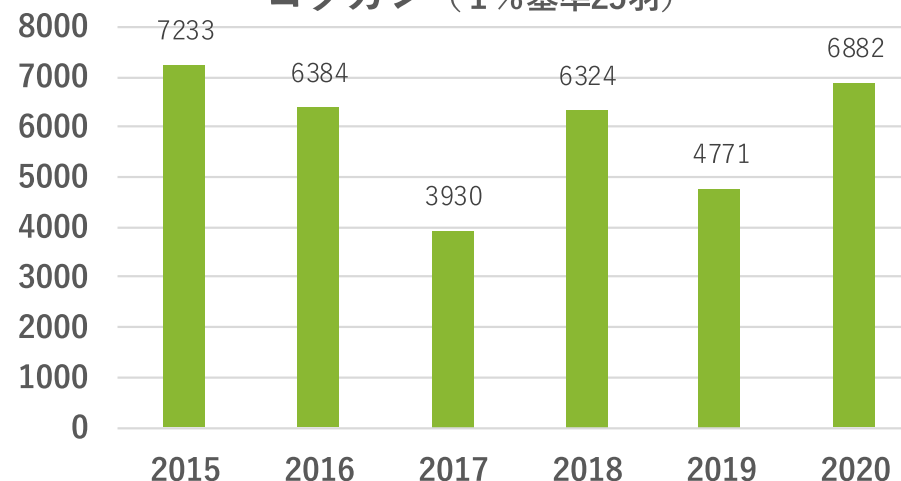
オオハクチョウ（1%基準580羽）



スズガモ（1%基準2400羽）



コクガン（1%基準25羽）



（「モニタリングサイト1000 ガンカモ類調査（環境省生物多様性センター）」
「モニタリングサイト1000 シギチドリ類調査（環境省生物多様性センター）」より作成。）

公聴会の実施結果

- 開催日：令和7年9月5日（金）
- 場所：別海町生涯学習センター（みなくる）会議室2
- 公述人：15名（本人出席1名、代理出席8名、欠席6名）
- 賛否：賛成15名
- 主な意見：
 - ・エゾシカによる農林業被害や野生植物及び住民の生活への悪影響を懸念。エゾシカの個体数管理を求める。
 - ・野付半島の先端域も含めた野付半島全域及び野付湾全域の指定が望ましい。



穴道湖特別保護地区の概要

- **位置**

島根県松江市、出雲市

- **面積**

鳥獣保護区 7,899ha

特別保護地区 7,688ha（指定）

- **存続期間**

令和7年11月1日から10年間

当初指定 平成17年11月1日

- **指定区分**

集団渡来地

- **他法令による規制区域等**

自然公園法（穴道湖北山県立自然公園）



写真：中国四国地方環境事務所



写真：中国四国地方環境事務所

● 生息する鳥獣

- 鳥類：20目61科283種
ガンカモ類等
- 獣類：2目3科3種
ホンドタヌキ、イタチ、
ヌートリア

● 自然環境の概要

- 汽水湖。塩分濃度は海水の3分の1から10分の1。淡水及び海水に生息・生育する両方の動植物が見られる多様な自然環境を有している。
- ガンカモ類を始め約280種の鳥類の生息が確認されている。
- 特に、ガンカモ類は例年30,000羽以上が渡来する国内最大級の渡来地であり、その中でもマガンは3,000羽前後、スズガモは10,000羽以上が渡来。



コハクチョウ



スズガモ

穴道湖特別保護地区の管理状況

● 管理方針

- 集団渡来地の保護区として、ガンカモ類を始めとし、ヨシゴイ等の希少な鳥類等、地域の多様な鳥類相と生息環境の保護を図るため、以下の施策等を実施する。

ア 国指定鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内的の鳥類の生息状況の把握に努める。

イ 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視や関係地方公共団体、関係機関等と連携協力した利用者及び地域住民への普及啓発活動等に取り組む。

ウ 違法捕獲防止や制札の維持管理、鳥インフルエンザ感染拡大等の異変の早期把握のため、環境省職員及び国指定鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。

● 管理状況

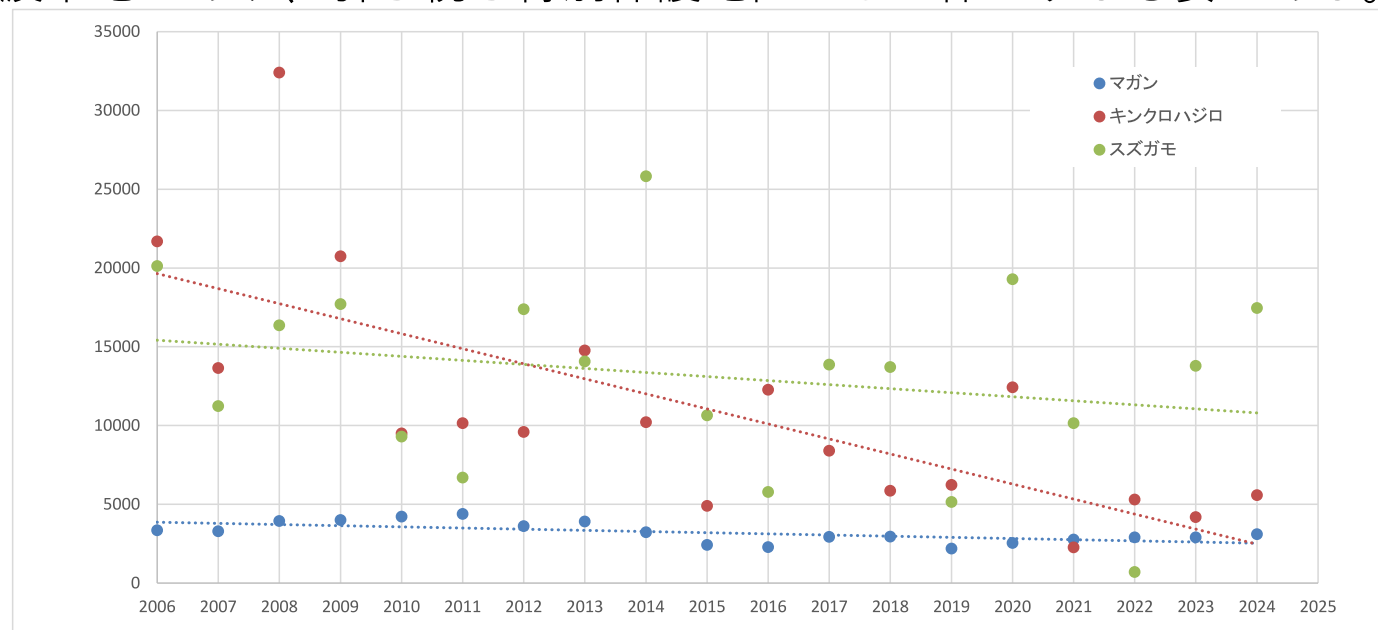
- ・ 大山隠岐国立公園管理事務所職員や国指定鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行っている。密猟等、鳥獣の生息に悪影響を及ぼすような事象は見られていない。
- ・ 湖水の水質に特段の異常はみられておらず、集団渡来地の保護区として良好な環境が維持されている。

● 保護区内の鳥獣の生息環境、生息状況の変化

- ・ ハジロ類については近年飛来数が大幅に減少（スズガモでは以前は20,000羽以上が飛来していたところ約10,000羽に半減）しているが、専門家からはハジロ類が世界的に減少していることに起因するものであり、宍道湖の生息環境が悪化したためではないとの指摘がある。
- ・ 近年ツツイトモやリュウノヒゲモ等の沈水植物の分布が拡大している。宍道湖の主要漁獲物であるヤマトシジミの生息に悪影響を与える可能性があるため、漁業者等により沈水植物の刈り取りが行われている。

● 指定目的の対象となる鳥獣の変化

- ・従前渡来数の多かったスズガモやキンクロハジロ等のハジロ類が減少（当初指定時の平成17年ではそれぞれ約20,000羽・22,000羽だったところ、令和4年度ではそれぞれ約14,000羽・4,000羽）。これらは全国的に渡来数の減少傾向がみられるが、世界的に個体数が減少しているためという指摘がある。
- ・指定当時は、ガンカモ類全体では毎年約60,000羽が越冬のため渡来していた。ハジロ類の減少のため、近年では30,000羽余りとなってはいるが、穴道湖は依然として全国有数のガンカモ類の渡来地であり、引き続き特別保護地区として保全する必要がある。



図：平成17（2006）年から令和5（2024）年までの主要鳥類の渡来数（羽）。
（「ガンカモ類の生息調査（環境省自然環境局）」より）

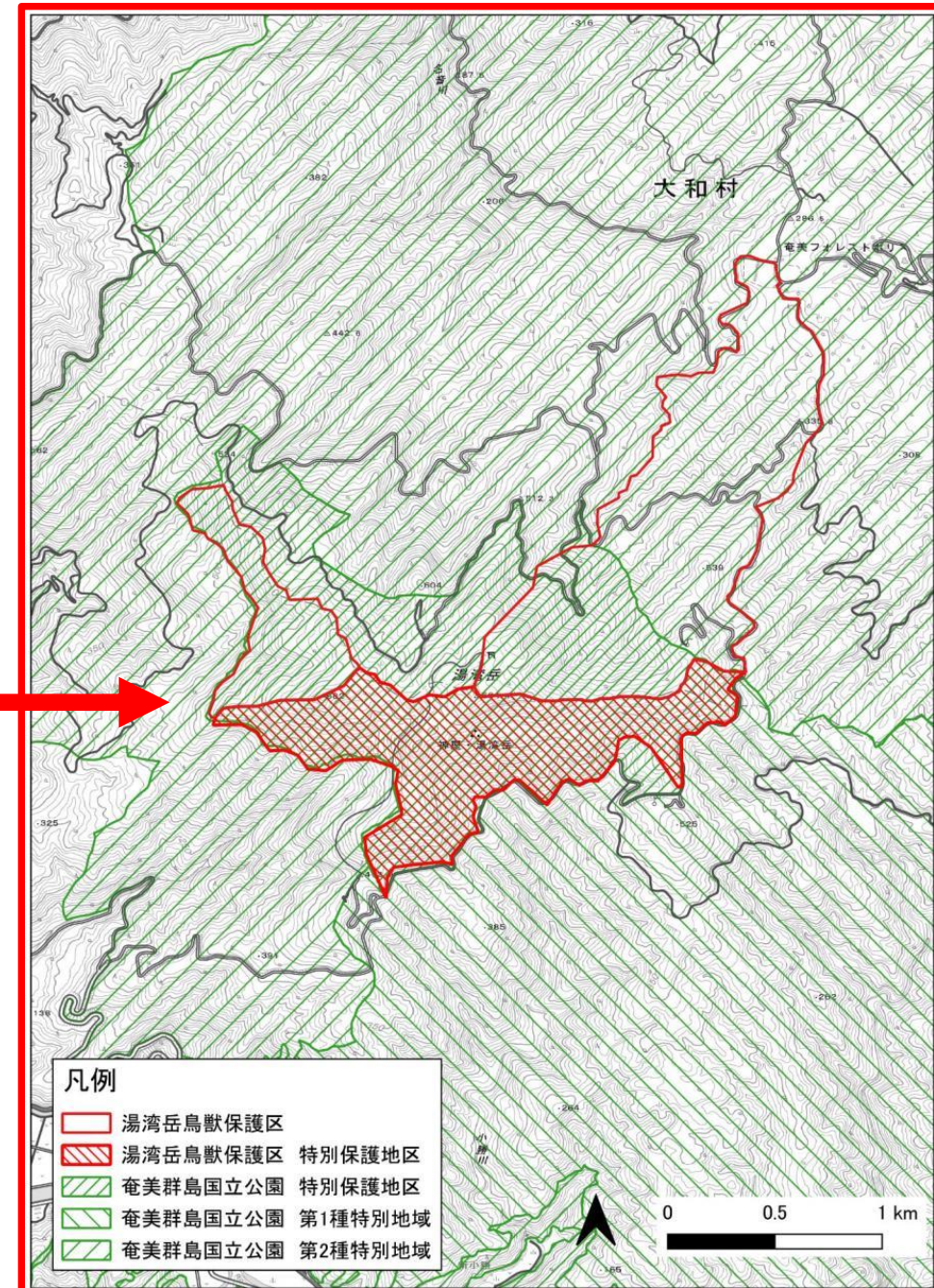
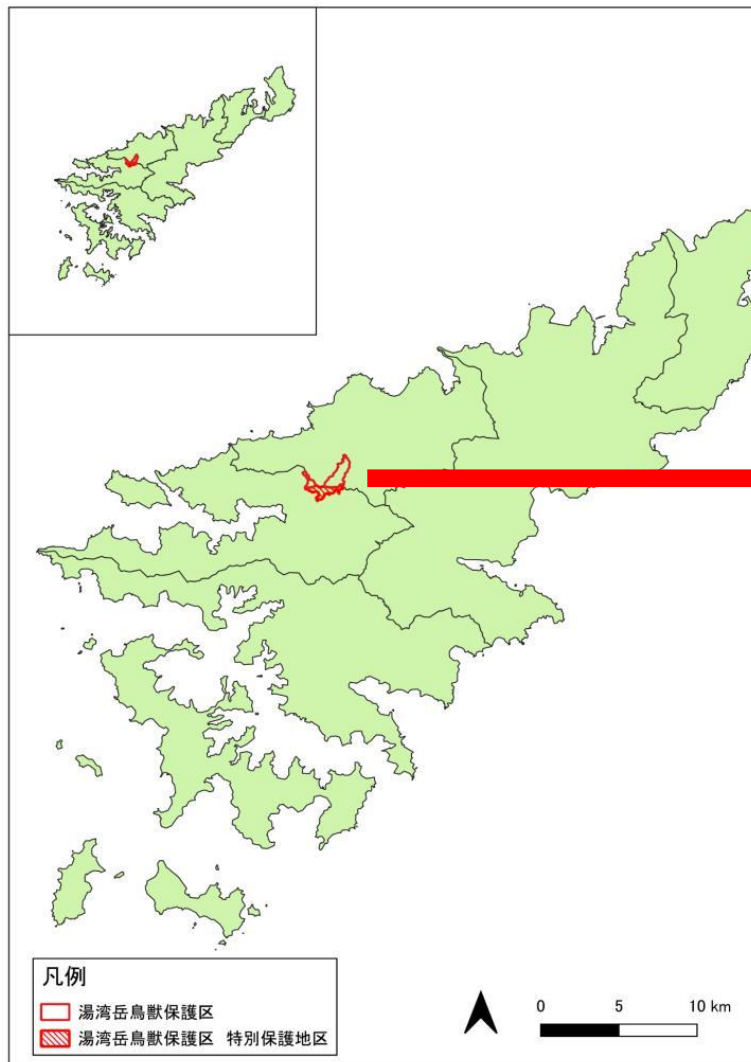
公聴会の実施結果

- 開催日：令和7年9月11日（木）
- 場所：米子合同庁舎 4階会議室
- 公述人：7名（本人出席0名、代理出席3名、欠席4名）
- 賛否：賛成7名
- 主な意見：
 - ・管理方針について、項目立てをわかりやすくした方が良い。
 - ・生息する鳥類について、特別保護地区に隣接する陸域で確認されたものを含むと思われるので、その旨注記すべき。



国指定湯湾岳鳥獣保護区 湯湾岳特別保護地区の再指定について

湯湾岳鳥獣保護区 (312ha)
 湯湾岳特別保護地区(103ha)



湯湾岳特別保護地区の概要

● 位置

鹿児島県大和村、宇検村
(奄美大島、湯湾岳の山頂周辺)

● 面積

鳥獣保護区 312ha
特別保護地区 103ha (指定)

● 存続期間

令和7年11月1日から20年間
当初指定 昭和52年11月1日

● 指定区分

希少鳥獣生息地

● 他法令による規制区域等

自然公園法 (奄美群島国立公園)



● 生息する鳥獣

- 鳥類：12目26科55種
アマミヤマシギ、オーストンオオアカゲラ、オオトラツグミ等
- 獣類：5目8科13種
ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、アマミノクロウサギ等

● 自然環境の概要

- 奄美大島は、約1,200万年前から約200万年前までの時代に、大陸から隔離。同島の最高峰である湯湾岳を中心とした中央山地の地域。
- 常緑広葉樹林が優占。
- 自然度が高い森林を有する地域であり、希少な鳥獣の重要な繁殖及び採餌の場として利用されている。



オオトラツグミ

写真： <https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogozoushoku/otoratsugumi.html>



アマミヤマシギ

写真：奄美群島国立公園管理事務所



アマミノクロウサギ

写真： <https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogozoushoku/amaminokurousagi.html>



ケナガネズミ

写真：奄美群島国立公園管理事務所

湯湾岳特別保護地区の管理状況

● 管理方針

- 区域内の溪流及び森林が希少鳥獣の休息、採餌及び繁殖の場として維持されるよう現状のままの保全に努める。
- 区域内の道路の整備及び森林内の歩道の改修に当たっては、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、関係地方公共団体及び関係機関との調整を図る。

● 管理状況

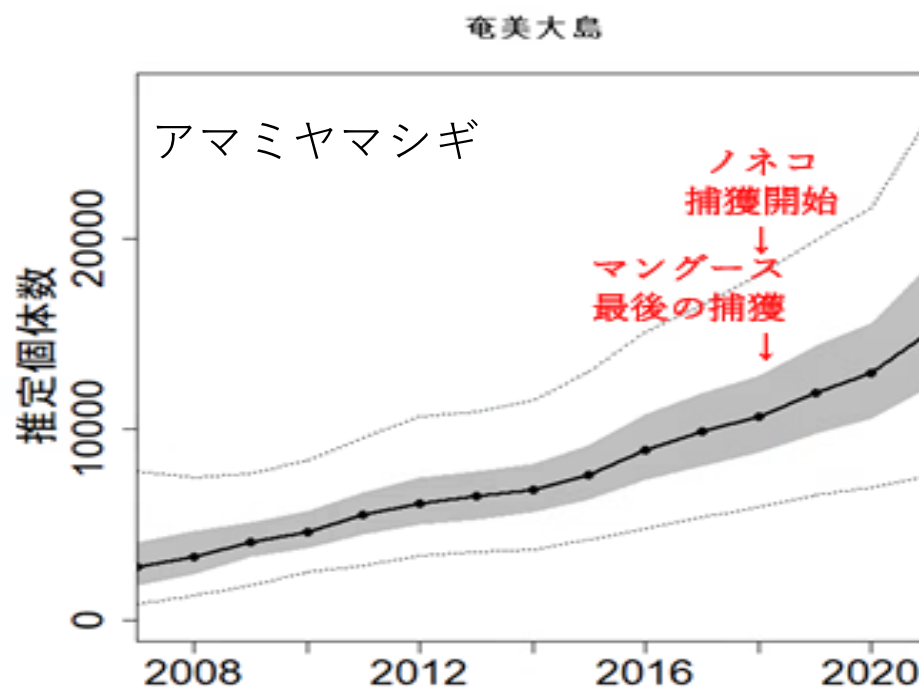
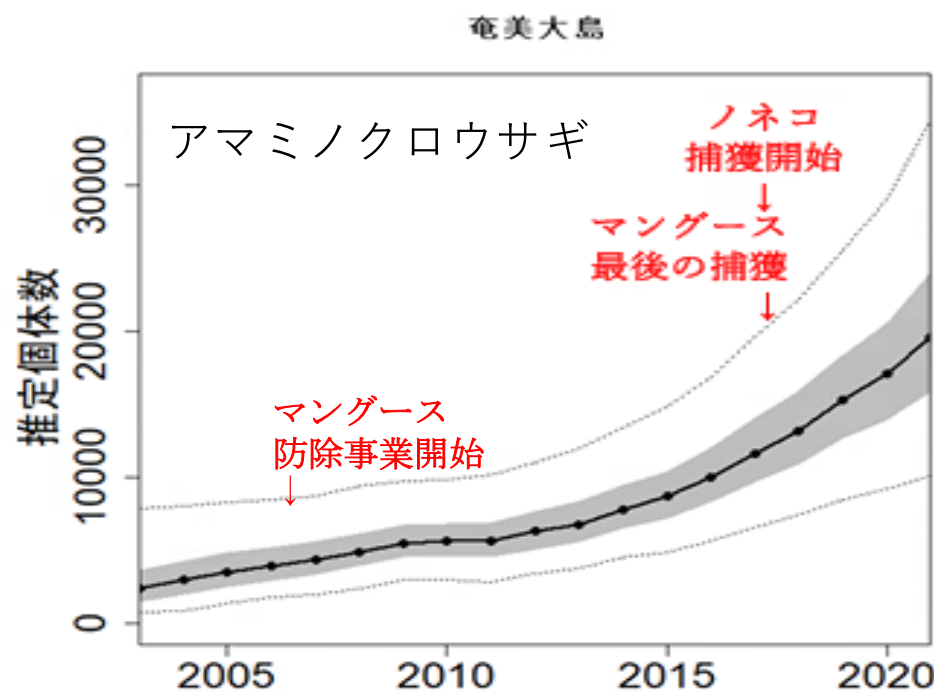
- 奄美群島国立公園管理事務所職員や国指定鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行っている。
- 世界自然遺産地域及び国立公園特別保護地区と重複しており、遺産地域モニタリングやアミヤマシギモニタリングによる定期的な動植物の生息状況調査を行っている。
- 湯湾岳山頂付近は立入制限区域となっており、希少な動植物の良好な生息環境が保たれている。

● 保護区内の鳥獣の生息環境、生息状況の変化

- 令和6年9月にフィリマングースの根絶を達成し、アミヤマシギやアミノクロウサギをはじめとした希少鳥獣の生息環境は大きく改善している。
- 近年、外来鳥獣であるノヤギが増加しており、植生の食害等による鳥獣の生息環境の悪化が懸念される。
- オオトラツグミは令和3年度以降、確認頻度が高くなっている。その他の普通種の鳥類については、安定的に生息していると考えられ、いずれの種においても顕著な増減傾向は見られない。

● 指定目的の対象となる鳥獣の変化

- ・ 湯湾岳鳥獣保護区を含む奄美大島核心地域において、国内希少野生動植物種であるアマミノクロウサギ、アマミヤマシギの推定個体数は回復傾向にある。
- ・ また、鳥獣保護区管理員報告書によると、オオトラツグミは令和3年度以降、確認頻度が高くなっている。



図：アマミノクロウサギの個体数推定結果、及びアマミヤマシギの個体数推定結果
(実線は中央値、グレーの範囲は 50%信用区間、破線は 95%信用区間)
(令和4年度奄美希少種検討会資料より)

公聴会の実施結果

開催日：令和7年9月11日（木）
場所：大和村防災センター
公述人：9名（本人出席4名、代理出席2名、欠席3名）
賛否：賛成9名
主な意見：特になし



パブリックコメントの実施結果

- 期間：令和7年9月3日-9月16日
- 意見募集の方法：インターネット
- 提出された意見：3件（うち2件が、国指定鳥獣保護区の指定に関するもので、以下表のとおり。1件は国指定鳥獣保護区の指定に関する意見ではなかった）

意見概要	意見への対応
1. 鳥獣保護区の設定の方向性には賛成します。人間の生活と日本列島の生態系自然環境との調和両立をお願いいたします。 2. 令和7年11月1日以降も国指定鳥獣保護区特別保護地区として指定する予定であることに対しては、賛成です。なぜなら、その地域の生態系を維持する必要があると考えたからです。	1. 国指定鳥獣保護区の再指定等に賛成のご意見と受け止め、引き続き国指定鳥獣保護区の適切な管理を進めます。 2. 国指定鳥獣保護区の再指定等に賛成のご意見と受け止め、引き続き国指定鳥獣保護区の適切な管理を進めます。